

加古川市新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険料減免事務運用基準（内規）

令和2年7月1日変更

令和3年7月1日変更

令和4年7月1日変更

『国民健康保険条例第29条』

『国民健康保険条例施行規則附則（以下、「規則附則」という。）第5条』
関係

〔第1号〕

新型コロナウイルス感染症により、令和4年4月1日以降に主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病（おおむね1ヶ月以上の治療を要した者）を負った世帯については、保険料額を減額する。

* 添付書類

死亡診断書、診断書等

* 減免割合

全額

〔第2号・第3号〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯については、保険料額を減額する。

* 要件（規則附則の内容を抜粋）

- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii 世帯の主たる生計維持者の前年の総所得金額等（条例第13条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額。以下において同じ。）が1,000万円以下であること。

- iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

* 添付書類

- 収入減少 主たる生計維持者の前年中の収入がわかる書類
(源泉徴収票、給与明細書、確定申告書の控え(収支内訳書または所得税青色申告決算書含む)、売上のわかる帳簿)、主たる生計維持者の当年 1 月以降の収入が分かる書類(源泉徴収票、給与明細書、確定申告書の控え(収支内訳書または所得税青色申告決算書含む)、売上のわかる帳簿、収入明細書)、休業した場合は休業証明書
- 失業 雇用保険受給資格者証、離職票、退職証明書、離職日のわかる書類
- 廃業 廃業届、廃業日のわかる書類

失業と廃業については上記の添付書類に加えて、主たる生計維持者の前年中の収入がわかる書類(源泉徴収票、給与明細書、確定申告書の控え(収支内訳書または所得税青色申告決算書含む)、売上のわかる帳簿)、主たる生計維持者の当年 1 月以降の収入が分かる書類(源泉徴収票、給与明細書、確定申告書の控え(収支内訳書または所得税青色申告決算書含む)、売上のわかる帳簿、収入明細書)

ただし、公簿等により、主たる生計維持者の事業収入等の減少および失業等が確認できるときは、必要な書類の添付を省略することができる。

* 収入減少の比較方法

新型コロナウイルスの影響で減少することが見込まれる事業収入等の前年中収入の実績(以下、「前年中収入」という。)と減少することが見込まれる当年中の事業収入等の見込み額(既の実績がある月については実績、実績のない月については実績の平均額)(以下、「当年中見込み収入」という。)の対比を事業収入等の別ごとに行う。

* 判定基準

当年中見込み収入

減少割合 = $\frac{\text{当年中見込み収入}}{\text{前年中収入}}$

前年中収入

減少割合が 0.7 以下の場合、以下のとおり減免額の算定を行う

* 減免額（規則附則の内容を再掲）

$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$ $(A \times B / C) \times d$

【表 1】

$\text{対象保険料額} = A \times B / C$
<p>A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額）</p> <p>C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の総所得金額等</p>

【表 2】

前年の総所得金額等	減額又は免除の割合 (d)
300 万円以下であるとき	全額
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1000 万円以下であるとき	10 分の 2

(注 1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、
世帯の主たる生計維持者の前年の総所得金額等にかかわらず、
対象保険料額の全額を免除する。

(注 2) 非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、
規則附則第 5 条の減免は行わない。非自発的失業者の給与収入
の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込

まれるため、保険料の減免を行う場合には、次のア及びイにより総所得金額等を算定する。

ア. 【表 1】の C の総所得金額等の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いる。

イ. 【表 2】の総所得金額等の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いる。

[全号共通]

* 減免対象となる保険料

申請日時点で賦課されている令和 4 年度分保険料（受付月に所得更正（申告、照会等）によって保険料に更正が生じる場合はその更正後の額とする。）

* 減免額の特例

【表 1】の算定式により算出した結果が A を超えた場合の減免額は A とする。

* 減免の申請期限

令和 5 年 3 月 31 日

附 則（令和 2 年 6 月 17 日 加保第 5880 号）

（施行期日）

この内規は、令和 2 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日 加保第 6289 号）

（施行期日）

この内規は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 25 日 加保第 1080 号）

（施行期日）

この内規は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 1 日 加保第 1652 号）

（施行期日）

この内規は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。